

第67回運営委員会の協議状況

日時 平成19年3月1日(木) 16:00~21:00
場所 ひょうご県民会館 亀
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、奥西、村岡、伊藤、岡田、加藤、酒井、佐々木、田村、中川
(河川管理者) 田中、松本、渡邊、前川、茨木、前田、西村、合田
(事務局) 林、長尾、植田、吉栖、木本

内容(協議結果)

1 住民説明会の報告について

住民説明会の内容等について、協議した結果、以下のことを確認した。

① 住民説明会の資料、意見などについては、3月中旬をメドに下記のとおり公表する。

i 公表に用いる媒体：ホームページ

ii 公表資料：会場毎の参加者数、発言者数、意見書数を整理した表(リーフレット、パワーポイント、提言書等は公表済み)

iii 当日発言等

○ 武庫川の総合治水に関連のある意見のみを掲載する。

- ・ 市ごとにまとめる。
- ・ 日時、会場名、発言者名等の情報は掲載しない。
- ・ 個人情報(氏名、住所)が特定されるような情報、貴重種情報は掲載しない。
- ・ 流域委員会委員の発言については、流域住民としての意見のみを掲載する。

iv 当日および後日意見書

○ 意見書をできるだけ加工せずに掲載する。(住所、氏名等個人情報に関する部分は削除)

○ 質問者個人には県から回答するが、公表はしない。(多くあった質疑については別途、Q&A形式で整理し公表することを検討する)

② 運営委員会に提出された説明会についての個別委員の意見書は公表しない。

③ 「武庫川流域委員会2006年8月提言についての住民説明会終了に際しての運営委員会の総括的な意見書(案)」(資料1-1)の取り扱いについては、下記のとおりとする。

i タイトルは変更する。

ii 運営委員会で協議されたものとして今後各委員の修正意見を反映して原文を修正後、県に提出し公表するが、運営委員会名の下に意見書の内容に賛同した委員の連署を行って、協議に参加し趣旨に賛同した委員の責任を明確にする。

iii 各委員および県は、意見書の内容や表現を改めるべき箇所を具体的に挙げて至急委員長に提出し、委員長はそれを踏まえて修正する。

<主な意見>

- ・ 委員であっても、一住民として住民説明会で発言したものは、公表すべきである。
- ・ この住民説明会が当初の目的を果たしたのかどうか、行政として事業に対する自己評価を明らかにするべきではないか。
- ・ 資料1-1（説明会への意見書原案）は、限られた委員の目から見た説明会の問題点を列挙したものであり、委員会全体としての評価ではない。委員会と県が対立しているように誤解されかねない。
- ・ 住民説明会に2時間しか割けない状況で、県は総合治水に特化した説明を行うと断った上でやっている。十分でないにしても最大限の努力は行った。
- ・ 住民説明会で、県の説明を住民が誤解している発言について、県がその場で訂正していなかったのは問題である。
- ・ 運営委員会は委員会休会中の運営を任されているが、意見を集約する場ではないはず。資料1-1については委員の意見を集約した意見書として提出するのであれば、問題点の指摘に留めて、評価まで下すべきではない。
- ・ 資料1-1は、流域住民に対してではなく、主として県に対して、膨大な経費とエネルギーを使って実施した説明会の教訓を明確にし、今後に生かすための意見書である。
- ・ 資料1-1を、このタイトル、内容で出すのは問題がある。何らかの格好で委員会として説明会を改善、補足したいと思ったことはあった。しかし、事実を出すのはともかく、評価まで踏み込むのはどうかと思う。外部から誤解を招きかねない。
- ・ なにがしかの要約と各委員の意見書を出すなら良いが、集約は行わない方向がよい。
- ・ 個別委員の意見をそのまま列挙したり、個別委員の意見書をそのまま取りまとめるようなやり方では、逆に真意が通じない恐れがある。
- ・ 資料1-1は書きぶりが厳しく、もう少し和らげるべきではないか。
- ・ 資料1-1の目的は、提言書をどのように周知するべきであったか、また、説明会の問題はどこにあって、今後どのように改善するかを明確にすることである。主たるターゲットは流域住民ではなく、行政である。制約された条件のもとで行政が一定の努力を行ったことについても盛り込むべきである。
- ・ 資料1-1は、今後の方向性を示すための文書として出してはどうか。しかし、運営委員会の意見書とするのは疑問が残る。
- ・ コアメンバー以外の委員が運営委員会に出席する、しないのは委員の自由としながら、意見をこのような形で集約するのは疑問がある。出席していない他の委員にも一度投げかけてみてはどうか。
- ・ 説明会に参加していない委員や、説明会に関する運営委員会の議論に一回も参加していない委員が、意見書の文書案にだけ賛否で参加するのは無理がある。本日の運営委員会に出席していなくても、説明会の運営について過去の運営委員会の議論に参加した委員に限る方がよい。
- ・ この原案は、委員相互の情報共有ができていない状況で、メール等で委員間のやりとりをしながら情報を共有し、素案についての修正意見を求めたうえで収斂させたものである。
- ・ 運営委員会の意見＝流域委員会の意思でないのは当然だが、流域委員会の休会中は運営委員会が一定の役割を果たすしかない。

2 総合治水対策の検討状況について

総合治水対策に係わる各種会議の実施状況について、県から報告があった。（資料4）

<主な質疑応答>

- Q1 今後の会議の開催予定はどうなっている？ どのくらいの頻度で開催していくのか？
- A1 現状では特に決まっているものはない。第1回の会議は、関係課室の情報共有が目的のため一堂に会する場を設けたが、その後は、実務者レベルで個別にその都度会議を実施している。
- Q2 河川審議会の開催予定は？ 武庫川の場合は取り上げるのか？
- A2 次回の河川審議会は3月28日に開催する。武庫川の総合治水対策の検討状況について部会報告する予定である。
- Q3 議事次第を報告してもらっても、会議でどんなことが議論されているのか分からない。今後は審議の中身についても可能な限り詳細な報告をしていただきたい。河川審議会以外は、公開ではないのか？
- A3 河川審議会以外は、全て非公開である。

3 新規ダムに係る環境調査計画について（資料2）

新規ダムによる環境影響の判断材料とするため、3年かけて実施する「武庫川峡谷環境調査」について流域委員会からの提言をもとに策定した調査項目と調査スケジュールの説明があった。ただし、これは流域委員会で議論すべき内容で運営委員会としては、報告を受けただけの取り扱いとすることにした。

<主な質疑応答>

- Q1 この調査計画は流域委員会が実施するように提言している戦略的環境アセスメント（SEA）を踏まえたものなのかどうか？ すでに環境省はSEA案についてパブリックコメントにかけており、新規ダムを計画に織り込もうとすればSEAの実施は不可欠になる。調査プロセスにおける住民参加を組み込んでいないなどSEAの要件を念頭において実施しなければ、莫大な費用をかけておこなっても将来手戻りが必要なことになるのではないか。
- A1 今は環境省の研究会がガイドライン案をまとめた段階で、兵庫県としてどうするか決定していない。環境に関する手続きは、今後の決定に従い必要なものは実施する。（SEAが法制化されれば行う）

4 環境に配慮した河道整備について

第47回流域委員会に提出された「資料3-12 武庫川河道改修における環境配慮の考え方について」のまとめ直し作業について、状況報告が県からあった。

<主な質疑応答>

- Q1 なぜ今この報告をするのか？
- A1 第47回流域委員会の中で「浅見委員から助言を得ながらまとめ直す」ことが確認されているので、その後の状況報告を行った。
- Q2 この資料では、河道改修における環境への配慮について提言書にも書いた床止め等のスポット的な施設の検討が抜けている。

A2 提言の中の個別事項に対する検討は別途行っていく。今回報告したのは第47回流域委員会資料を武庫川水系全体の河川環境の視点でまとめ直す作業についてのみである。

5 その他

1) 河川整備基本方針の原案提示に関するスケジュール

河川整備基本方針の原案提示スケジュールについて、県から以下の説明があった。

- ・河川整備基本方針原案は、5月中に作成の予定である。
- ・今後、国交省や県内部で議論を進めながら、3月中には一定の方向性を確認し、その上で3月下旬に各委員に流域委員会再開日程の調整をしたい。このため3月下旬には各委員に対し、全体委員会を開催する6月から7月中旬ごろの日程調整表の提出をお願いする予定である。

2) 次回以降の運営委員会開催の予定

- ・流域委員会が開催されるまでの運営委員会の開催は、4月上旬と5月中旬の2回を予定する。
- ・5月中旬の運営委員会は、県の提示する河川整備基本方針の原案を見据え、流域委員会の運営等を協議する。

3) シンポジウム

- ・シンポジウムは、流域連携のソフトの部分に絞る案を考えている。
- ・シンポジウムの具体的な企画書を運営委員会の有志で作成し、それを県に提出し委員長等と県で個別に調整を行い、4月上旬の運営委員会で最終決定する。

4) 4月以降の委員任期の延長委嘱手続き

- ・4月以降の委員任期延長の委嘱手続きを長峯委員含む全委員に、県から3月中旬に書類を送付する。
- ・委員の任期は1年更新とする。

<主な質疑応答及び意見>

(河川整備基本方針原案提示のスケジュール)

Q1 基本方針原案は、流域委員会ではじめて提示、公表されるのか。

A1 そのとおりである。

Q2 河川審議会のように原案を流域委員会に提示したその日に意見を求めるということはないとの理解でよいか。

A2 河川審議会でも最近は最低でも2回審議している。武庫川の場合もとても1回だけの審議で終わると考えていない。

(シンポジウム)

- ・県としては、シンポジウムで流域連携を話題とする時、流域対策は避けて通ることのできない話題となるので、基本方針の原案を提示したあとに開催する方が望ましいのではないかと考える。
- ・委員会としては、治水等のハード面とは別に、流域住民や自治体が自発的に総合治水に取り組む「流域連携」の意識と仕組みづくりを醸成することが重要であると考えている。シンポはそのための仕掛けの一つであり、「どのように流域連携を図っていくか」に絞った議論をおこなう方がいい

と提案してきた。基本方針の原案提示直後のシンポになると、治水を中心とした原案の可否の議論になってしまう。原案の周知や意見を誘発するための機会が必要なら、別途の場を設ける方がよい。

- ・ 県はどうか「流域連携」についての考え方が異なっているようだ。流域連携とは、流域対策に協力を得るための手段ではない。結果として流域対策への協力が深まるということはあるが、流域連携はもっと広い視野でとらえる必要がある。
- ・ 県は、基本方針原案を提示した以降に開催と言っているが、それは今回のシンポジウムとは別で開催した方がよい。その時は、例えば河川管理者と委員がパネリストになるような形で開催すればよい。

6 次回運営委員会の開催スケジュールについて

4月上旬の運営委員会は以下の日時を候補日として調整を行う。

第1候補：4月10日（火）13：30～

第2候補：4月11日（水）13：30～

第3候補：4月12日（木）13：30～

◆ 第66回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

(住民説明会関係資料)

資料 1-1 武庫川流域委員会8月提言についての住民説明会終了に際しての運営委員会の総括的な意見書(案)

資料 1-2 提言書に関する説明会について（岡田委員）

資料 1-3 『武庫川総合治水の推進』住民説明会 住民意見等の公表について

資料 1-4 武庫川住民説明会実績整理表

(新規ダムに係る環境調査計画)

資料 2-1 新規ダムに係る環境調査計画

資料 2-2 環境調査スケジュール

資料 2-3 武庫川峡谷の貴重な植物

資料 2-4 武庫川峡谷平面図資料

(自然環境に配慮した河道整備について)

資料 3 自然環境に配慮した河道整備について

(総合治水対策の検討状況について)

資料 4 武庫川の総合治水に係わる各種会議の実施状況

(参考)

- ・ 第66回運営委員会協議状況
- ・ 武庫川上流ルネッサンス懇談会